

【飼い主の皆様へ】

マイクロチップ装着推進事業補助金のお知らせ

鎌倉市では、動物愛護事業の一環として、飼い犬、飼い猫へのマイクロチップ装着費用の一部を補助します。(年度の予算がなくなり次第終了します)

(1) 補助対象

鎌倉市民が市内で飼養する飼い犬、飼い猫が対象となります。

湘南獣医師会会員の動物病院または市内の動物病院でマイクロチップを装着し、動物 ID 普及推進会議(AIPO)へのデータ登録を完了したものが対象です。

(犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録が済んでいることが条件)

なお、1世帯あたり年間に2頭を限度とします。

(2) 補助金額

マイクロチップ装着に要した費用総額(登録料を含む)の30%に相当する額(100円未満の端数は切り捨てます)を補助します。

ただし、1頭につき1, 500円を上限とします。

(3) 申請

補助金は口座振込みとなります

補助金の交付を申請する方は、マイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書に必要事項をご記入のうえ、領収書のコピーと動物 ID 普及推進会議が発行したデータ登録完了通知書のコピー(両面)を添付し提出していただきます。

申請者・口座名義は同一名で申請してください。

(4) 申請期間

動物 ID 普及推進会議が発行したデータ登録完了通知書に記載されているデータ登録事務手数料領収日から60日以内にマイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書を提出してください。